○国土交通省告示第千四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の支所の名称及び所在地並びに検査事務を開始する日について届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十日　国土交通大臣　前田　武志

軽自動車検査協会事務所の支所の名称	所在地	検査事務を開始する日
埼玉県春日部支所	埼玉県春日部市下大増新田字東耕地一一五番一	平成二十三年十二月五日

○国土交通省告示第千四十九号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十日　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内及びその周辺　北海道千歳市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百九号、平成十三年国土交通省告示第千四百八十八号及び平成十六年国土交通省告示第九十七号を参照。）

イ　四(1)　飛行場に係る灯火の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ」を「航空緑二百カンデラ、航空黄二百カンデラ」に変更した。

ロ　四(2)　滑走路Aに係る灯火の表進入灯（標準式）の項を次のとおり変更した。

進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Aの01側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白二万二千カンデラ、航空赤六千カンデラ	滑走路Aの19側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Aの末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間

ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「、過走帯灯」を「、過走帯灯、誘導路中心線灯」に変更した。

ニ　七　航空灯火の利用上の特記事項(2)中「滑走路Aの01側」に「資するものである。」を「資するものであり、滑走路Aの19側の進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯及び接地帯灯は、カテゴリー三精密進入を行う航空機の着陸に資するものである。」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年十一月十七日

○国土交通省告示第千五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第七回）及び事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十日　国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年五月二十四日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　岩手県盛岡市下太田杉田及び下太田谷地の各一部並びに本宮字稲荷、字小屋敷、字熊堂、字泉屋敷、字谷地、字林古及び字宮沢の全部並びに本宮字荒屋、字鬼柳、字小幅、字野古、字蛇屋敷、字松幅、字平藤及び字久保筋の各一部並びに向中野字向中野、字野原、字五合田、字千刈田、字台太郎及び字八日市場の全部並びに向中野字石川町、字才川、字鶴子、字道明、字中島及び字細谷地の各一部並びに下鹿妻字北の一部並びに飯岡新田1地割、飯岡新田3地割、飯岡新田4地割、飯岡新田5地割及び飯岡新田8地割の各一部並びに飯岡新田2地割の全部並びに南仙北一丁目の一部

四　土地区画整理事業の名称　盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業

五　事務所の所在地　岩手県盛岡市西仙北一丁目十六番十号

六　事業計画の認可の年月日　平成六年五月二十四日

七　施行規程の変更（第七回）及び事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十三年十月二十日

○国土交通省告示第千五十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日　国土交通大臣　前田　武志

表ＴＨ12―1の項を次のように改める。

ＴＨ12―1	N37°50′46″E141°04′30″の地点とN37°43′23″E141°08′22″の地点とを結ぶ直線、仙台ＶＯＲを中心とし、半径49kmで、N37°43′23″E141°08′22″の地点とN37°41′58″E140°47′56″の地点とを結ぶ劣弧、N37°41′58″E140°47′56″の地点とN37°49′46″E140°50′06″の地点とを結ぶ直線及び仙台ＶＯＲを中心とし、半径34kmで、N37°49′46″E140°50′06″の地点とN37°50′46″E141°04′30″の地点とを結ぶ劣弧によって囲まれる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの

表ＴＨ12―2の項を次のように改める。

ＴＨ12―2	N37°43′23″E141°08′22″の地点とN37°33′13″E141°13′39″の地点とを結ぶ直線、仙台ＶＯＲを中心とし、半径68kmで、N37°33′13″E141°13′39″の地点とN37°30′31″E140°59′55″の地点とを結ぶ劣弧、N37°30′31″E140°59′55″の地点とN37°41′27″E140°58′35″の地点とを結ぶ直線及び仙台ＶＯＲを中心とし、半径49kmで、N37°41′27″E140°58′35″の地点とN37°43′23″E141°08′22″の地点とを結ぶ劣弧によって囲まれる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの

表ＴＨ12―3の項を次のように改める。

ＴＨ12―3	仙台ＶＯＲを中心とし、半径49kmで、N37°41′58″E140°47′56″の地点とN37°41′27″E140°58′35″の地点とを結ぶ劣弧、N37°41′27″E140°58′35″の地点とN37°30′31″E140°59′55″の地点とを結ぶ直線、仙台ＶＯＲを中心とし、半径68kmで、N37°30′31″E140°59′55″の地点とN37°31′14″E140°44′58″の地点とを結ぶ劣弧及びN37°31′14″E140°44′58″E140°47′56″の地点とを結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

表ＴＨ13―3―6からＴＨ13―3―14までの項中「N37°43′22″E141°34′59″」を「N37°53′59″E141°48′23″」に、「N37°35′14″E141°45′14″」を「N37°45′47″E141°58′41″」に改める。